

2023年10月制度スタート!

# インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士  
行政書士 / CFP®

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

八木 正宣

## 第5回

制度開始後も、  
影響が少ないケースが  
あるのを「存じますか?」



イ

ンボイス発行事業者になるかどうかは、それぞれの事業者が判断して決めればよいことになっています。前回はインボイス制度を適用しなかった場合のデメリットについて解説しました。

今回は免税事業者がインボイス発行事業者の登録をしなくても、事業への影響が少ないケースについて解説します。

### 免税事業者の取引相手が 事業者の場合

基準期間（原則として2期前の年度）における課税売上高が1000万円以下である事業者は、消費税の納税義務が免除されます。また、新たに開業した

個人事業者や新たに設立された法人のように基準期間がない場合も、原則として納税義務が免除されます。

免税事業者であっても、課税事業者と同じように本体価格に消費税を上乗せして代金を受領し、商品やサービスの購入時には本体価格に消費税を足して代金を支払っています。

ただし、預かった消費税から支払った消費税を差し引いた残額を税務署に納めることはありません。したがって、その残額は免税事業者自身の利益となっています。

インボイス制度導入時には、免税事業者は①インボイス発行事業者となって消費税の課税業

者になるか、②インボイスを発行せずに免税事業者のままであるかの選択が求められます。

その免税事業者の得意先が事業者（企業）である場合には、買い手事業者は仕入税額控除のために、当然インボイスの交付を求めることになります。よって、インボイスが発行できない免税事業者からの仕入は、敬遠されることが想定されます（詳細は第4回で解説済）。

免税事業者が得意先との取引継続を重視した場合には、インボイス発行事業者となることを選択することになります。その場合には、免税事業者から課税事業者となり消費税の納税義務が発生するほか、次のような負担があります。

- 仕入税額控除のための一定の事項の帳簿への記載と仕入インボイスの保存義務
- 自社インボイスの交付義務
- インボイス発行のためのレジ等の設備投資

図表 消費者向けの業種と企業向け取引の例

BtoCの業種	インボイスを求められる例
飲食店	事業者が飲食を伴う接待や会議で飲食店を利用する場合など
理美容店	企業広告用のモデルへのヘアメイクなど
医院	従業員のために事業者が行う自費の健康診断料など
学習塾・スクール	企業が負担する従業員教育のための授業料など
クリーニング店	民宿やホテルで利用するリネンの洗濯代など
服飾店	企業で一律に採用する従業員の作業服代など
自転車店	企業用自転車の購入、パンク修理など
スポーツ用品店	企業が福利厚生のためにスポーツ大会を行う場合の用具代
本屋	企業で業務上購入する書籍
花屋	取引先のお祝いなどのために贈る花代など
文具店	企業で使用する筆記具、文具代
電器店	企業で使用するエアコン、パソコンなどの電化製品の購入代

インボイス発行事業者になった場合の経過措置

制度スタートを機に、免税事業者からインボイス発行事業者（課税事業者）となる事業者に対しては、令和5年10月1日か

ら令和8年9月30日までの日の属する課税期間については、売上に係る消費税の2割を消費税納税額とすることができると経過措置が設けられています。

また、免税事業者がインボイス制度に対応するには、基本的

免税事業者の取引相手が消費者の場合

には「課税事業者になる手続き」と「適格請求書発行事業者の登録手続き」の2つを行わなければなりません。ただし、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日を含む課税期間中である場合は「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出するだけで自動的に課税事業者になり、消費税課税事業者選択届出書の提出は不要となります。

一方で、免税事業者の得意先が事業者でなく一般の消費者である場合には、その買い手である消費者がインボイスを求めることはなく、インボイスの交付義務もありません。したがって、免税事業者はわざわざインボイス発行事業者にならなくても、インボイスが交付できないことを理由に取引を失うことはありません。

ただし一般消費者向けの業種

でも、例外的にインボイスを求められるケースもあります（図表）。免税事業者には、自社の商品やサービスの提供先の割合（一般消費者と事業者）などを把握したうえで、インボイス発行事業者の登録の可否の判断をするよう促しましょう。

- 免税事業者がインボイス発行事業者になると課税事業者となり、今まで納めてこなかった消費税を納めなければならない
- 消費者に対し商品販売・サービス提供をした場合はインボイスを交付する義務がない。よって、BtoCビジネスを営む免税事業者は、インボイスを発行せず免税事業者のままでも影響は少ないものと思われる

